

金融円滑化への取組み

1. 金融円滑化にかかる基本的方針

当JA小松市（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、組合員・地域利用者の新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・地域利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営む組合員・地域利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・地域利用者の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、組合員・地域利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・地域利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、組合員・地域利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・地域利用者の理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、組合員・地域利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、組合員・地域利用者からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2. 相談窓口等

(1) 金融円滑化にかかる相談窓口

当JAでは、以下のとおり相談窓口を開設し、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・地域利用者の皆さまからのご相談に、きめ細かな対応を行っております。

〔相談窓口〕

店舗名	住所	電話番号	受付時間
だいいち支店	小松市若杉町ハ71	0761-22-0191	平日 9:00～17:00
中海支店	小松市軽海町ウ70	0761-47-3111	
国府支店	小松市河田町リ65-1	0761-47-3211	
粟津支店	小松市島町ル136-1	0761-44-2465	
矢田野支店	小松市下粟津町ヤ5-1	0761-44-3700	
那谷支店	小松市那谷町ユ31	0761-65-1604	
みゆき支店	小松市日末町い59-1	0761-43-0300	
月津支店	小松市月津町ラ100	0761-44-2542	
今江支店	小松市今江町2丁目415-1	0761-21-1515	
苗代支店	小松市北浅井町乙1-1	0761-22-4311	
松東支店	小松市長谷町コ18-1	0761-46-1321	
板津支店	小松市長田町ヌ61	0761-22-2061	
能美出張所	小松市能美町ソ107	0761-22-4188	
牧支店	小松市長崎町南2-2	0761-22-0882	
浮柳出張所	小松市浮柳町ハ205	0761-22-0905	

(2) 苦情等相談窓口

組合員・地域利用者の皆さまからの金融円滑化にかかる苦情については、本店金融共済部のJAバンク相談苦情受付窓口で承っております。

① 電話番号

0761-23-4043

② 受付時間

平日 9:00～17:00

3. 貸付条件変更等の実施状況

- (1) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下のとおり開示します。

「金融円滑化にかかる措置の実施状況について」

- (2) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

「貸付条件の変更等の実施状況について」